2026年11月27日

各　位

会 社 名　株式会社サイゼリヤ
代表者名　代表取締役社長　松谷　秀治
（コード番号　7581　東証プライム市場）
問合せ先
執行役員総務本部長兼財務部長 潮田　淳史
（TEL　048-991-9611）

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月27日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1．処分の概要

(1)	処分期日	2026年12月22日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式　40,800株
(3)	処分価額	1株につき8,830円
(4)	処分総額	360,264,000円
(5)	処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び代表取締役会長である正垣泰彦氏を除く。）2名　14,000株 当社の監査等委員である取締役　4名　2,800株 当社の執行役員　8名　24,000株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2．処分の目的及び理由

当社は、2026年11月27日開催の第54期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する株式報酬制度について、ストックオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に一本化するとともに、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬の額を、社内取締役について従来の年額200百万円以内から年額500百万円以内に変更し、新たに社外取締役について年額50百万円以内の報酬枠を設けることについて、ご承認をいただいております。

また、同株主総会において、監査等委員である取締役についても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、監査等委員である取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既に導入している譲渡制限付株式報酬制度の対象者に追加するとともに、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、監査等委員である取締役に対して、年額50百万円以内の金銭報酬を支給すること等につき、ご承認をいただいております。（以下、取締役及び監査等委員である取締役を「対象取締役」といいます。）

さらに、当社は、当社の執行役員及び当社の従業員に対しても、上記の譲渡制限付株式報酬制度と概ね同様の目的及び内容の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。（以下、対象取締役、当社の執行役員及び当社の従業員を総称して「対象取締役等」といいます。）

そのため、本自己株式処分は、これらの譲渡制限付株式報酬制度の一環として、対象取締役等を対象に実施されるものです。

今回は、これらの制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、譲渡制限付株式取得の出資財産として支給する

金銭債権の合計は360,264,000円（以下「本金銭債権」といいます。このうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する金銭報酬債権の合計は123,620,000円、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の合計は24,724,000円です。）、当社が処分する普通株式の数は40,800株（このうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する本割当株式の数は14,000株、監査等委員である取締役に対する本割当株式の数は2,800株です。）とすることにいたしました。
また、本制度は、当社の企業価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としておりますが、今回につきましては、譲渡制限期間を2年間としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等合計14名が、当社に対する本金銭債権の全部を出資財産として現物出資の方法により払い込み、当社が処分する普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について引き受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が対象取締役等との間において締結する予定の本割当契約の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間　2026年12月22日～2028年12月22日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の場合は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位であること、当社の監査等委員である取締役の場合は、監査等委員である取締役の地位であること、当社の執行役員及び従業員の場合は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、当社の監査等委員である取締役又は当社の執行役員もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、対象取締役等が任期満了又は定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱いは、下記（3）に記載のとおり。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合の取扱い

① 譲渡制限の解除時期

（ⅰ）対象取締役等の死亡による退任又は退職の場合

対象取締役等の死亡後、速やかに当社の取締役会が別途決定した時点

（ⅱ）対象取締役等の死亡以外による退任又は退職の場合

当該退任又は退職直後の時点。ただし、当社の取締役会の決議により、必要に応じて、解除時期を合理的に調整することがある。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

対象取締役等が退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、当該対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（譲渡制限期間の開始月から当該退任又は退職した日を含む月までの月数）を譲渡制限期間に係る月数（24）で除した数を乗じた数の株式数（単元未満株は切り捨て）

ただし、当社の取締役会の決議により、必要に応じて、解除対象となる株式数を合理的に調整することがある。

(4) 当社による本割当株式の無償取得

上記（2）及び（3）等の事由により、譲渡制限が解除されなかった本割当株式について、当社は、当該解除時点後、当該株式を当然に無償で取得する。

(5) 本割当株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連し

て野村證券株式会社との間において契約を締結しており、また、当社は対象取締役等に対し、当該譲渡制限等の内容につき別途同意を取得している。

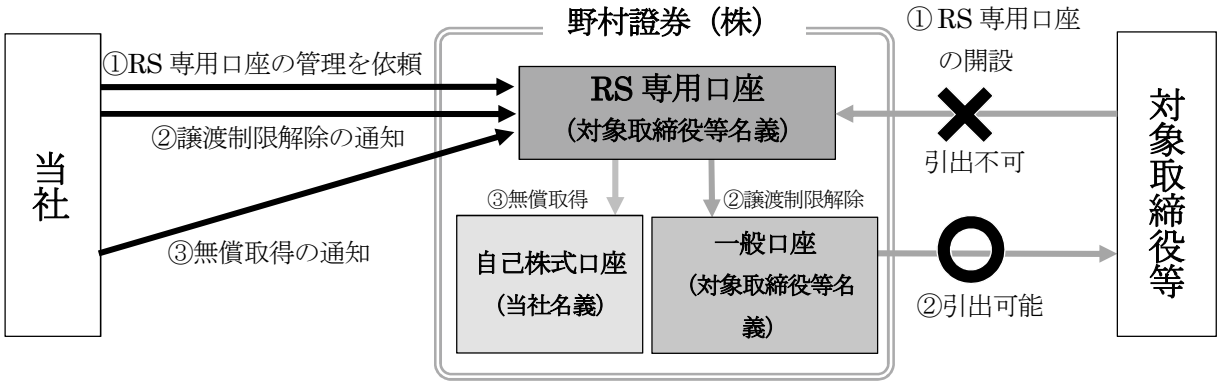
(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数(24)で除した数を乗じた数(単元未満株は切り捨て)の株式について、当該組織再編等に関する効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第55期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。そのため、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年11月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である8,830円としております。これは、本自己株式処分に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的なものであり、かつ有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度における RS の管理フロー】



以　上